

大企業の社会的責任と 労働運動の課題

政府・財界の「Society 5.0」戦略と 経済民主主義の課題

大木 一訓

はじめに

安倍政権下の日本経済は、いよいよ破綻への道を歩み始めたように思われる。民衆の貧困化は止まるところを知らず、かつてない社会不安も高まっている。地域を支えてきた小零細企業は恐ろしい勢いで休廃業し、消滅しつつある。八方塞がりの金融政策で金融機関もおしなべて立ちゆかなくなってきた。史上最高益を謳歌する大企業も、その内実を見れば、不正・腐敗・粉飾が横行し、従業員は意欲を失い、「第4次産業革命」への取り組みや「持続可能な成長」など、望むべくもない状況である。そのうえトランプへの屈従でわが国には世界最悪の財政負担がのしかかる。軍事費、消費税、医療、介護、年金、教育などの改悪がすすんでいるだけではない。えせ冷戦の演出で国際的な孤立を深めるなか、国債暴落や通貨危機の危険さえ現実味をおびてきている。日本経済をさし迫るその破綻から守り、国民本位の民主的な改革を押し進めることは、労働運動にとっても喫緊の課題となっている。

だが安倍政権の現状認識はまったく異なる。本年6月に発表された「経済財政運営と改革の基本方針2018」を見ても、出てくるのは、「5年半におよぶアベノミクス推進により日本経済は大きく

改善している」「成長から分配への経済の好循環は着実に回りつつある」「雇用・所得環境も大きく改善している」「景気回復が長期にわたり続いていることにより、日本経済はデフレ脱却への道筋を確実に進んでいる」といった、手放しの楽観論ばかりである。国民経済がかかえる困難や矛盾については一言の言及もない。ここまで黒を白と粉飾することができるのは、根本的に民衆の仕事と生活への関心がないからであろう。そこにはまた、権力維持のためには平然とウソをつき通して恥じない専制政治の遺伝子が顔を出している。

問題は、安倍末期政権が本年5月末から登場した中西財界と手を組んで、「楽観論」を天まで持ち上げる「Society 5.0」なる未来戦略をその政策の中心にかかげるようになったことである。日本経済に世界一の繁栄がもたらすというその未来戦略の旗の下で、技術革新を推進しつつ、「働き方改革」も「生産性革命」も「人づくり」政策も押し進めようというのである。「アベノミクス」の行き詰まりを打開しようとするその戦略は、かつての「大東亜共栄圏」を想起させる。

政府・財界の「Society 5.0」戦略は、本質的に日本経済の危機に拍車をかける欺瞞的な政策である。われわれの課題は、迫り来る経済危機に備えて、革新勢力の経済民主主義の政策を検討し準備

しておこうというものであるが、そのためにも安倍政権と中西財界のこの危険な新戦略を批判し克服しておかねばならない。必要な限りで立ち入って見ておこう。

1 政府・財界の大フェイク戦略

(1) 「Society 5.0」戦略の欺瞞と危険性

政府と財界が共にかかげている「Society 5.0」とはなにか。かれらの説明によると、それは、①狩猟、②農耕、③工業、④情報の社会に続く5番目の新しい社会で、持続的な経済成長と、健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、人やジェンダーの平等、などの社会的課題の解決を同時に実現する、真に持続可能な「超スマート社会」のことだという。この理想社会を世界に先駆けて「本格的に実現する」ことが支配層の中心的政策目標だと言うのである。

「Society 5.0」はもともと、2011年頃からドイツが取り組んだイノベーション推進政策や、2016年くらい「世界経済フォーラム（WEF）」で取り上げられてきた「第4次産業革命」の議論に触発されて、登場したものである。2014年に経団連副会長に就任した日立の中西宏明会長を中心に構想・推進され、すでに昨年6月の政府「未来投資戦略2017」や「経済財政運営の基本方針2017」にも登場していたが、中西氏の経団連会長就任とともに、行き詰まるアベ成長戦略の打開策として大きく取り上げられるようになったものである。

だが、この政策には、まるでリアリティがない。そうした社会が到来する必然性や可能性を示す科学的根拠もない。なぜ日本で先行的な実現が可能なのかも明らかではない。そもそも21世紀の世界的技術革新のなかで立ち後れている日本が、どうして世界に先駆けることができるのであろうか。そこに見るのは、企業のテクノロジーを発展

させれば「超スマート社会」になるという、プリミティブな企業本位の技術至上主義である。

実際の政策内容として提示されているのはSDGs投資（持続可能な開発目標のための投資）であり、「第4次産業革命」の推進である。政府・財界は、「Society 5.0」は国連の提唱する「誰一人取り残さない」人間中心の社会と軌を一にするものだ、と自画自賛するが、そこでの主役はあくまで企業であって民衆ではない。高プロでの過労死の危険さえ認めようとしない為政者や大企業経営者に「人間中心の社会」構築が語れるであろうか。

実をいえば、政府・財界にとっては「Society 5.0」構想が実効性をもつかどうかという問題はどうでもよいことなのである。肝心なのは、かつての「大東亜共栄圏」のスローガンのように、それが、自分たちが今後非常手段で強行しようとしている施策の、免罪符として役立ってくれるかどうかである。「骨太方針2018」でも「Society 5.0」は「人づくり革命」「生産性革命」「働き方改革」等と一体のものとして提示されている。検討されている諸施策のなかには、中小企業・地方銀行・大学・農業等のリストラ計画があり、新技術開発・導入のための規制緩和や国家プロジェクト推進、等が並んでいる。それらが多国籍企業の高収益策や末期政権の延命策として使われるとき、国民経済の病状は一気に重篤化していくであろう。

(2) 「第4次産業革命」をどう見るか

ここで「Society 5.0」が重視している「第4次産業革命」について若干の確認をしておきたい。安倍政権も財界もその肝要な点を無視していると言わなければならないからである。

「世界経済フォーラム」は2016年と2017年の2年にわたって「第4次産業革命」問題を論議しているが、以下ではその論議を念頭に整理してみよう。

第一に、「ものづくりネット革命」とも呼ばれ

るこの新しい「産業革命」は、I C T (Information and Communication Technology 情報伝達技術) や A I (Artificial Intelligence 人工知能) や I o T (Internet of Things モノのインターネット) によって、機械設備と製品と人との間でコミュニケーションができる技術を発展させ、生産性を飛躍的に向上させるという。この新しい「革命」は始まったばかりであり、まだ全貌をつかむことはできないが、従来にはない特徴として、①技術革新の深さと広がり、②スピードがきわめて大きい、③基礎研究から商品・サービス化、産業創出までの距離が非常に短くなっている、④さまざまな分野の融合・統合が可能となり、急進展している、そして⑤イノベーション先進国は自国経済の特色を活かした技術革新を発展させている、ことが指摘されている。安易な模倣に走るのではなく、基礎研究を重視し、自国産業の基礎の上にしっかり腰を据えた技術革新が求められているのである。

第二に、第4次産業革命のなかでは企業の競争力の内実が大きく変化していることである。これまでのようなコスト削減中心ではなく、主として技術革新による商品・サービスの創出によって競争力が生まれるようになった。国の内外で依然として低賃金過重労働に依存した競争力を追求する日本企業は、もはや時代錯誤の存在である。

第三に、「第4次産業革命」が労働市場や国民生活に対して大きな破壊的作用をもたらす可能性を直視し、対応を準備しなければならない、という問題である。

新技術のもとでは生産がきわめて少数の従業員によって可能となる。主な利益の享受者である発明家・投資家・株主と勤労者との貧富の格差は急拡大しており、急速な科学技術の発展とともに社会的不平等が拡大するというパラドックスが生じている。

多くの論者が、新しい技術は全産業・職種にわ

たって労働の性格を劇的に変えていくと予想している。そこでは以前の技術革新の場合より少ない雇用しか生まれないであろう。労働市場は、高所得の専門的雇用と低所得の肉体的雇用とに分極化しつつあり、定型反復的な中所得雇用は大幅な減少に向かっている。

いわゆるプラットフォーム効果による消費の囲い込みや、ビッグデータ支配による個人情報の侵害問題など、それは市民生活にも悪影響をもたらしている。

「世界経済フォーラム」では、「第4次産業革命」にともなうこうした人々の生活に破壊と混乱をもたらす否定的な側面についても多く語られている。国民生活に責任を負うまともな政府であるなら、「スマート社会」構想のなかにも、いかにその破壊的作用から国民を守るか、また、いかに新しい技術革新の成果を国民全体のものにするかという施策が含まれていなければならないはずである。しかし、あるのは企業の生産性向上の話ばかりである。

第四に、雇用や労働の将来の問題をもっぱら技術革新の観点からのみ考えることは誤りである。たとえばアマゾンがそうしているように、大企業は内外の外注をすすめるために、仕事をできるかぎり規格化し単純化して「デジタル労働」に適するように変えている。また新規起業家の多くは、最低賃金も税金も社会保険も関係ない自家雇用労働者を利用している。これらは短期的な収益にとらわれた企業経営の問題で、技術革新をすすめたからといって解消する問題ではない。また、慢性的な需要不足をかかえる経済のもとでは、技術革新を進めても、経済成長は減速し生産性の伸びは低下してしまう。アベノミクスの行き詰まりを「第4次産業革命」によって払拭することはできないのである。

(3) 「生産性向上特別措置法」に見る強欲

安倍政権と財界は「第4次産業革命」に乗り遅れまいと「生産性革命」に最優先で取り組んできており、とくに2020年までの3年間は「生産性革命集中投資期間」として取り組みを強めることにしている。だが、その内容はどういうものだろうか。本年6月6日に施行された「生産性向上特別措置法」について見てみよう。そこには三つの施策が挙げられている。

一つは、いまや汚職の巣となった内閣官房が専用の窓口をつくって、個別事業者の特例的な規制緩和を認可する「サンドボックス」制度を創設するというものである。主に新しい技術の実証のためとしているが、国家戦略特区に加えて、個別の例外的な規制緩和に道を開き、しかもその認可権を官邸が握るとするのは、モリカケ汚職の制度化とも言えるべき施策である。

二つは、主務大臣の認可があれば事業者が国や独立行政法人に対しデータの提供を要請できるようにし、データを共有・連携する業者のIoT投資には減税する、というものである。公共のデータを営利目的の民間業者に提供すること自体問題であるが、今日社会問題となっているビッグデータからの個人情報漏洩になんら対策を講じないのは大きな問題であろう。

三つには、市町村の認定を受けた中小企業の先端設備導入を支援するという。しかし、この支援には中小企業の窮状対策がなく整理淘汰策と裏腹であること、依然として古色蒼然たる「支援」で、「第4次産業革命」先進国ドイツのように、業者をIoTで結合して一つの新しい大きな生産力に再生するものにはなっていないこと、など、問題が多い。

以上に見られるのは、官民一体となって特定の利益集団のために「第4次産業革命」を推進し、その成果を一日も早くわが物にしたい、という支

配層の強欲である。科学技術革命時代の生産力を担えるように国民の生活や労働の質をいかに高めるか、といった発想や施策は露ほども見られない。

(4) 経団連「企業行動憲章」とアベ労働改革

支配層が財界流「スマート社会」を提唱するにいたった背景には、日本の政府・財界に対する国際世論のきびしい批判もある。そのことを端的に示しているのが、昨年11月に改定された経団連「企業行動憲章」である。

周知のように国連人権理事会は、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」を日本を含む全会一致で採択し、企業の人権を遵守する責任を明らかにするとともに、国にも企業の人権遵守指導する義務があることを国際的な規範として示した。その後人権理事会は作業部会をもうけて「指導原則」を普及・実施する国別行動計画を作成するよう各国に要請してきた。昨年7月のハンプルク・サミットでもその要請は繰り返された。すでにイギリス、イタリア、オランダ、ノルウェー、アメリカ、ドイツ、フランスといった国々は行動計画を提出・公表してきているが、日本政府は言を左右して実際には政府内の担当部署さえ決めずに先延ばししてきた。しかし昨年11月のビジネスと人権に関する国連フォーラムでも日本代表は行動計画作成を追及され、政府はようやく今年3月に関係者の第1回意見交換会を外務省主催で開催している。

他方では、多国籍化した日本企業が進出先の途上国などで「指導原則」への対応を問われ、問題になるケースも増加してきていた。大企業の不祥事が多発し、日本企業の労務管理に対する国際的批判が高まるなか、海外での人材確保が困難になる、という問題も生じていた。財界としても「人権小国」だとの国際的批判に対応しないわけにはいかなかった。

こうして登場した改定「企業行動憲章」は、一

方では冒頭に「Society 5.0」という理想社会を掲げ、SDGs（2015年に国連が定めた持続可能な開発目標）投資で経済的発展と社会的課題の解決を両立させると言い、国際的に認められている人権はすべて尊重すると言明する。しかし他方では、企業行動憲章「実行の手引き」をつくって雇用・就労形態の複線化、働き方の選択肢拡大や、仕事内容・成果・組織への貢献度・将来役割への期待などを考慮した「公正な人事・処遇制度」の構築などと、アベ「働き方改革」そのものの推進を指示する。また、「労働者の基本的人権はもっとも尊重すべき」といいながら、「労使パートナーシップ」の協調的労使関係の構築を提唱する。さらには、途上国などでは「人権に関する指導原則」が「企業に過度な負担を強いる状況にもなっている」といい、「企業の自主的な取り組みの実効性を国や国際社会に示していく必要」があると言って、「指導原則」による企業に対する規制に反対の意志表示もしている。全体としてこの「憲章」は、国際的な規範に対して面従腹背のアクロバットの対応を見せているのである。

「憲章」にはその他にも、企業の政治献金を「社会貢献の一環」だとして正当化する暴論や、危機管理の名の下に従業員一人ひとりに対する管理を強化する問題など、民主主義と人権の観点からとうてい許されない条項がある。なかでも今回の「憲章」改定で注目されるのは、企業が「従業員に政治への行動を呼びかけ、企業人フォーラムへの参加や個人寄付の実施も働きかける」としていることである。これは公然たる人権侵害宣言でありパワハラではないか。今回の「憲章」は「企業レベルの危機管理体制」構築の必要を強調し、非常事態に対応する従業員の研修・訓練もすすめるという。財界は安倍政権の「人づくり」政策と連携して、専制的な国家総動員体制構築を意図しているのではないか、と疑われるのである。

中西財界が安倍末期政権と組んですすめようとしている「スマート社会」戦略は、大風呂敷で国際社会と国民の目を欺きながら、腐敗・寄生の支配体制を維持し、アメリカの巨大独占とともに、日本の民衆をいっそう過酷に搾取・収奪しようという策略だと言わねばならない。それはアベ専制政治の末期的なあがきであり、当初から破綻を運命づけられた羊頭狗肉の「戦略」である。民衆が主役となる21世紀の経済民主主義を構築していくためには、欺瞞的なこの「政策」の本質を明らかにし打破していく必要がある。

2 経済民主主義の意義と政策課題

日本経済を破綻から救い、それを21世紀にふさわしい高みに引き上げることが出来るのは、「Society 5.0」でも「生産性向上」政策でもなく、経済民主主義の政策である。

われわれが追求しているのは、資本主義社会である日本においても、経済生活の中に、人権尊重・平等・公正・国民的利益の尊重といった民主的諸原則が貫かれるようにしよう、それによって経済の活力を取り戻し、民衆の生活を向上させよう、という民主主義の政策である。この政策は、大企業の社会的責任を問い、その活動を民主的に規制するとともに、中小零細企業や地域経済の活動についても、さらには国・自治体の施策についても民主的諸原則を貫いていこうとするものである。また、その政策を具体化するためには、産業などの分野別に、あるいは職場レベル、経営幹部レベル、政府・財界レベル、国際関係関連などの次元別に、それぞれに対応する政策の具体化をはかる必要がある。さらに今日では、「第4次産業革命」を担い経済民主主義を推進する民衆の力量をどう育成し成長させるか、と言う主体形成の問題も、経済民主主義の政策が取り組まねばならない重要な課題となっている。

(1) イギリス労働党「マニフェスト」に見る経済民主主義の政策

経済民主主義の政策についての表象（具体的なイメージ）を共有するために、ここではまずイギリス労働党の「マニフェスト」の内容を紹介・検討しておこう。周知のようにこれは、2016年の総選挙で、若者を中心とする選挙民から圧倒的な支持を得た政策である。同じ発達した資本主義国イギリスで、実際に実現する可能性の高かった諸政策として、その内容は実に刺激的である。

① 職場レベルの政策

「ILOの世界労働基準を遵守するようにし、すべての労働者が安全な環境のもとで働き、夕方には家族のもとに帰宅できるようにならなければならない」として、次のような規制が挙げられる。

- ・ 職場におけるすべての労働者に（パートであろうとフルタイムであろうと、臨時であろうと常用であろうと）就業初日から平等な権利を保障し、労働条件が切り下げられないようにする。
- ・ 国内移民労働者の権利を回復させ、現代の奴隷形態に終止符をうつ。
- ・ 通常の労働時間で12週以上働いている労働者については、その労働時間に相応した正規労働契約を結ぶ権利を保障する。
- ・ 男女均等待遇を尊重する民間推進制度を導入し監視する。誰もが採用、昇進、男女平等などで公平に処遇されるような職場にする。
- ・ 労働者たちが同じ日に適宜休息をとれるようにする。
- ・ 20：1という給与の最大許容格差を公共部門および公契約企業に拡張適用する。
- ・ 最低賃金を最低生活保障水準まで引き上げ18歳以上のすべての労働者に適用する。
- ・ 公共部門の賃金抑制を終結させる。
- ・ 海外で労働者を募集する使用者は、国内の雇用労働者を削減してはならない。
- ・ すべての企業買収の申し出をする際には、必ず従業員および年金受給者を保護する明確なプランを提示させるよう、企業買収規則を改正する。
- ・ 人々が司法を身近に活用できるよう、労働裁判費用を廃止する。
- ・ 父親に与える有給育児休暇を倍増して4週間とし、父親手当も増額する。
- ・ ヨーロッパ大陸の労働者なみの解雇基準が適用されるようにする。
- ・ 不公正な解雇から女性を守る施策を強化する。
- ・ いじめに対する修復保護政策をすすめる。
- ・ 負債精算制度を導入し、多額の負債に苦しむ家計に一服の余裕を与える。
- ・ 悪質企業を調査してブラックリストを公開し、悪質行為が実際に過去のものとなるまで追求する。
- ・ 労働組合の職場への立ち入り権を保障し、組合が組合員や未加入労働者と話ができるようにする。
- ・ すべての労働者が使用者との交渉の際支援を得られるように、職場の労働組合にすべての職場労働者を代表する権利を法的に認める。
- ・ 官公需の力を活用し、労働組合を承認する企業とのみ公契約を結ぶなどして、労働基準の向上をはかる。
- ・ より多くの労働者が労働組合による保護を受けられるよう、労働組合承認規則を見直す。
- ・ 法令によって労働組合のスト権投票や組織内選挙を保障する。

わが国の場合と共通点が多いが、総選挙のマニフェストにこんなにも多くの具体的な職場要求が経済民主主義の政策として掲げられていること、なかでも労働組合強化のための政策に力が入れていることが印象的である。

② 企業経営レベル

- ・会社法を改正して、経営者が株主に対してだけでなく、従業員、顧客、環境、広範な民衆に対しても直接責任を負うことを明確にする。
- ・企業買収のあり方を修正する。
- ・新たな所有権（right to own）制度を導入して、従業員たちに売却に出された自分たちの就業企業を優先的に買収する権利を与える。
- ・悪質な雇い主に対する取り締まりを強化する。労働安全査察を強化し、最低賃金違反の雇い主を告発し、海外雇用を多用する慣習を止めさせる。
- ・国・地方自治体への納入企業には、期待する高度の基準を満たすよう要請する。すなわち、諸税を納税し、労働組合を承認し、労働者の人権と機会均等を尊重し、環境を保護し、職業訓練を行い、納入業者には直ちに支払いをする基準である。
- ・納入企業が最高・最低の報酬格差を 20：1 以内にすることで過剰な役員報酬を削減する。

ここには、企業の性格・あり方そのものを改革しようとする政策が提示されている。また、注目されるのは、ビジネスの世界的規範を守らせるだけでなく、所得と資産の両面から格差縮小を図ろうとする政策が顔を出していることである。「マニフェスト」は「所有権の構造がもっと民主的になるならば、経済はもっと多数者のために機能し、より公平な富の分配に導くだろう」と述べている。

③ 中小企業・地域経済への支援

労働党の「マニフェスト」は「経済戦略の中心に中小企業をおく」と述べている。「中小企業は経済のバックボーンであり、民間雇用の 60%を生み出している。デジタル製造や高速通信の広がりにもみるような技術革新は、将来の経済が小規模で小回りのきく企業のものであることを意味している」と。中小企業の重視は地域経済や協同組合

の重視をも意味する。そこには次のような諸政策が列挙されている。

- ・コストのかかる四半期ごとの決算から中小企業を免除する。
- ・少額低率の企業収益税を再導入することで中小企業を保護する。
- ・投資が各地方・住民に公正に配分されるよう厳格な規則を設ける。
- ・地域における必要性が明らかである場合、銀行が支店を閉鎖できないようにする。
- ・適切な立法措置を講じて協同組合部門を支援する。先進的なドイツやアメリカ並みに協同組合部門の規模を倍増させる。
- ・小企業や、研究開発集中投資に対し、低金利長期融資を提供する。
- ・地域開発銀行は、全国の小企業、生協、技術革新プロジェクトの必要に応える融資を実施する。
- ・支払いの遅延に対しては断固たる措置をとる。
- ・政府調達を活用して、すべての公契約者がその納入業者に 30 日以内の支払いをさせる。
- ・中小企業向けの輸出促進計画を策定する。

ここには小零細企業を時代遅れとして整理淘汰の対象とする考えは微塵も見られない。それどころか新しい時代の技術革新の担い手になりうる存在と見なしている。ここでも、経済民主主義を前進させるうえで公契約制度のはたす役割が重視されている。

④ 国の経済政策

イギリス労働党は「富を作り出すには労働者、企業家、投資家、政府の共同の努力が必要である」という立場に立ち、将来の持続可能な経済構築に向け国は積極的な主役を務めなければならない、としている。新自由主義とは真っ向から対抗する立場である。多数の選挙民の賛同をえたその政策は、次のようなものであった。

- ・戦略的に重要な、将来持続可能な産業部門について、高熟練・高賃金の新しい雇用を生み出すような企業を全国的に支援していく。
- ・基幹的な事業を公有に戻し、価格の引き下げ、利便性の改善をすすめ、より持続可能な経済を実現していく。
- ・エネルギー・システムを転換させ、新たな脱炭素ガスの再生可能エネルギー生産に積極的に投資していく。
- ・経済の骨格をなす交通、通信、エネルギー分野のインフラ投資をすすめる。
- ・ドイツや北欧諸国の成功例にならって、全国投資銀行を設立し、民間金融市場への信用供与を行っていく。
- ・基礎的な社会サービスと住宅保障を受ける、健康で職業能力が高く教養のある人々の存在は、持続的な経済発展の基礎である。
- ・食品、子ども衣料、書籍、公共交通には付加価値税をかけない。

見られるように多くの大胆な政策転換が提起されているが、これらは先のイギリス総選挙で実現したかもしれない、そして近い将来に実現する可能性のある諸政策である。今日の経済民主主義は、経済的にも政治的にも文化的にも、資本主義の改革と一体なのである。

⑤ 経済民主主義の決定的要因としての生涯教育

イギリス労働党の「マニフェスト」を例に、大企業と中小企業について、また国の経済政策について、経済民主主義のあり方を見てきたが、21世紀の経済民主主義を前進させる上では、なお決定的に不足している問題がある。職業技術教育の問題である。

「マニフェスト」は言う。「テクノロジーがさまざまな熟練に対する需要を変化させている時代にあつては、また、人々がその生涯にわたる労働生活の間にいくつもの職歴を経験することが少なく

ない時代にあつては、われわれの教育制度が、人々の生涯にわたる熟練の高度化と再学習を可能にするものであることが決定的に重要である。生涯訓練は、われわれのダイナミックな産業戦略の構成部分となった」と。政策としてはこう提起されている。

- ・労働生活や経済の必要とする熟練が急速に変化している時代にあつては、政府はすべての人に生涯にわたって教育を受ける機会を提供する責任がある。
- ・青年たちについては、一連の教育課程を自由に行き来できるようにし、座学と実習との均衡をはかりつつ、技術的にも知的にも能力を向上させることができるようにする。
- ・新たな専門大学を建立して、継続教育部門の教員を増員する。

ここで提案されているのは、総合技術教育である。根元的な変化が急進展するなかで、広い視野をもち「農民のように働き、哲学者のように考える」新しい労働者像が求められているのである。

(2) わが国における経済民主主義への条件

以上に見たイギリスにおける経済民主主義への取り組みは、21世紀における経済民主主義の方向と全体的な枠組みを例示していて、たいへん参考になる。同じ高度に発達した資本主義国における取り組みとして、驚くほど共通点も多い。しかし同時に、わが国には他に見られない独自の課題があることも改めて痛感させられる。

第一に、日本の経済民主主義のたたかいかでは、憲法を軸に未完の戦後民主主義革命を完了させる課題に取り組む必要がある。戦前・戦中から続く反社会勢力による職場・地域支配を終わらせなければならない。大企業が公安警察や右翼団体と結びつき、インフォーマル組織が職場を監視・支配している状況、企業経営の労働組合への介入が広範におこなわれ、多数の組合が労使協調・労使一

体路線にひきこまれ、そのもとに圧倒的多数の労働者が囲い込まれている現実を変えなければならない。

第二に、日本の政治経済への超憲法的なアメリカの介入・違法に対しても、日本の反動右翼勢力や多国籍企業の側からの「米国ファースト」の売国行為に対しても、経済民主主義の見地からの規制が必要である。基地問題はもちろん、特権的な地位・行動、日本の政治・経済への介入・参画、環境破壊、闇経済、等々、対等の立場で緻密に規制する必要があるだろう。

とくに指摘しておきたいのは、日本では株式市場をはじめとする金融市場がアメリカ投機資本の支配的影響下におかれており、それが企業経営のあり方を左右する大きな要因になっていることである。金融市場の民主的規制は、日本経済の破綻を防ぐためにも最優先で取り組まねばならない課題である。

第三に、日本の大企業は、その従業員、取引業者、地域自治体・住民、教育機関などに対して、諸外国には見られない強大な支配・影響力を行使している。また、経団連のような、戦時中の経済統制団体から出発した組織が中央・地方の企業全体に大きな影響力を行使し続けているのも問題である。「第4次産業革命」のなかでその濃密な支配関係を民主的で平等な関係へと改革していけるかどうかによって、日本経済の将来は大きく左右されることになろう。

第四に、腐敗・劣化した日本の官僚機構をそのままにして、経済民主主義の実現はありえない、という問題である。憲法を遵守する公務員の育成・訓練は経済民主主義の要である。幸いなことにわが国には国・地方とも民主的で有力な公務員労働組合が組織されており、すでにさまざまな取り組みをすすめて、有力な提言もなされてきている。本誌佐々木論文にも取り上げられているので参照し

ていただきたい。

第五に、わが国が決定的に立ち後れている問題に、職業技術教育の問題がある。何十年にもわたり、公共職業訓練も企業内職業訓練も縮小・衰退する一方で、今日では先端技術職場でさえ技能習得は個々人の経験と独習に任されている状況である。組織的な継続教育はほとんど皆無である。いわんや「第4次産業革命」が求める、いくつもの関連分野にまたがる基礎理論学習と技術習得の結合などは、わが国では真砂の中にダイヤを探す類であろう。現状からすれば、日本の産業は遠からず諸外国のサブシステムになってしまう危険がある。競争力のある持続可能な産業なくしては、経済民主主義も存立しえない。

(3) 2010年代後半における経済民主主義の特質

経済民主主義の政策はすでにこれまでも世界の各所で、資本主義の破壊的作用を和らげ抑制して、貧困と格差の是正や社会的権利の拡充に貢献してきた。しかし留意すべきは、われわれが現在問題にしているのは、「第4次産業革命」が進行し、人権や環境の人類規範が世界的に確立していくなかでの、経済民主主義の要求だという点である。そこでは国際世論によって、あるいは国境をこえて連携する民衆によって、世界経済を牛耳る多国籍企業に対しても、きびしい社会的責任が要求されている。その「社会的責任」は、もはや法令や規範を守っていればよいというものではない。「指導原則」によって国内外のサプライチェーンの人権問題にも責任を負わなければならないようになって、また、投資活動も環境等に配慮したSDGs投資を推進しなければならないようになって、大企業は人類の課題にも積極的に貢献するよう求められている。そこから、イギリス労働党が要求した、企業はその利害関係者のために、従業員や地域住民の利益のために活動すべきだと

いう要求まで、大きな距離はない。

経済民主主義の運動を担ってきた労働者階級にも大きな変化が生まれつつある。進行中の「第4次産業革命」がわが国の場合どのような「革命」になるのか、いま少し事態の推移を見極める必要があるが、現実の労働者の生活はすでに大打撃をうけつつある。企業の売買取とリストラが横行し、「使い捨て」労働者が増やされるなか、中所得層の賃金水準切り下げが大規模にすすんでいる。他方で、激しい技術者の争奪戦が繰り広げられ、高額賃金も登場しているものの、彼らの前途に待っているのは際限のない長時間労働である。

だが、だからこそ、「働き方改革」反対や「わたしの仕事8時間」の運動に見るように、労働者各層のディーセント・ワークと経済民主主義を求める声は広範に高まっている。本年6月には、わが国ではじめて労働者たち自らの手で「電機産業政策提言」も作成された。自分たちの働く産業を労働者と国民の要求にそって改革・創造していくという動きが生まれてきたのである。SNSなどの活用によって労働者たちの世論形成力も格段に強まってきた。「第4次産業革命」の進展は、こうした動きをさらに高めていくであろう。

さいごに

今日の情勢は、わが国大企業の社会的責任を明確にし確立していくうえで、またとない好機を生みだしている。すでに見たように、経団連はその改定「企業行動憲章」で、国際的に認められた人権規範のすべてを遵守すると宣言した。利害関係者との面談にも道を開くとしている。国連は日本政府に対し、「ビジネスと人権に関する指導原則」

の普及・具体化についての年次計画を提出するよう求めており、日本政府もようやく外務省を中心に、年次計画策定のための意見聴取をはじめた。こうした条件を活用して、大企業の社会的責任を公的なルールとして確立し、わが国大企業の企業体質を改革していこうとする、労働組合やNGOの取り組みも強められている。

多国籍化した大企業の専横を、公然とルール化して容認・奨励しようという「Society 5.0」戦略。それに対抗して、大企業に対する民主的規制をつよめ、その社会的責任を広く明らかにし、社会的ルールとして確立する運動は、経済民主主義の出発点であり基礎である。本特集の他の諸論稿が示すように、その運動は、職場・地域におけるたたかいに支えられながら、産別・全国の運動としても発展しようとしているのである。

(おおき かずのり・労働総研顧問)

(参考文献)

- ・内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2018」
- ・内閣府総合科学技術・イノベーション会議「Society 5.0 実現に向けて」
- ・Schwab,Klaus (2017) The Fourth Industrial Revolution,Penguin Random House UK
- ・経産省『情報通信白書』2017 年版
- ・岩本晃一『ドイツ第4次産業革命が与えるインパクト』日刊工業新聞社、2015 年 7 月
- ・経団連「企業行動憲章」(第7版)、同「実行の手引き」(第7版)、2017 年 11 月
同「企業行動憲章」(第6版) 2010 年 9 月
- ・Labour Party: Manifesto 2016
- ・日本国家公務員労働組合連合会「公正で民主的な公務員制度の確立をめざす提言」2017 年 11 月
- ・電機労働者懇談会／電機・情報ユニオン『電機産業がひらく明るい未来』2018 年 6 月
- ・労働調査協議会編『職業技術教育と労働者』1962 年 5 月